

病院や施設から我が家にもどりたい 安心して我が家で暮らしたい

自宅で生活したくても、介護への不安から施設入所を希望する人が多いのが今の状況です。病院や施設から退院・退所して、自宅に戻る時の支援や、いざという時の備えが自宅でも整っていれば、安心して長く我が家での生活を続けられるはずです。

自宅での生活に向けて、みんなが協力します

退院前関与の推進

入院・入所生活から、自宅での生活にスムーズに移れるよう、医療機関や介護サービス事業者、在宅介護支援センター、市などが協力し、自宅での生活に向けて支援します。



■問い合わせ先
総合保健福祉センター管理課
☎522-5311

施設から我が家に戻るための一歩をお手伝いします

在宅サービスの体験

介護保険施設に入所中の人などが、在宅復帰の前に1週間程度、自宅に戻りホームヘルプサービスなどの在宅の介護サービスを体験することにより、不安なく自宅に戻れるようにするもので、介護保険サービスと同様に、1割の自己負担で利用することができます。



■問い合わせ先
保健福祉局高齢者福祉課
☎582-2407

在宅生活の不安を取り除きます

24時間365日の相談・対応

高齢者や家族の在宅介護への不安に対して「在宅介護支援センター」で、24時間365日の相談と対応を行います。



■問い合わせ先
各センターの連絡先一覧は最後のページに掲載

いざという時に、頼りになります

緊急ショートステイ

介護をしている家族などが、夜間や休日などに緊急な入院のため介護ができない場合に、救急隊員からの通報を受けて、介護の必要な人が施設に短期間入所できるようにします。



■問い合わせ先
総合保健福祉センター管理課
☎522-5311

テーマ
4

より良いサービスを利用していただくために

サービスにかかった費用は、1割を利用者が、9割を保険者である北九州市が支払います。支払った費用に見合った、より良いサービスを利用していただくために、市はサービス事業者への働きかけを行います。一方、利用者には、上手にサービスを利用していただけるよう、必要な情報をお知らせします。

事業者のサービスの内容をあきらかにし、皆さんにその結果を公開します

サービスの質の評価

事業者が提供するサービスについて、事業者自身の評価や外部の機関からの評価を行います。評価の結果を受けて、事業者自らがサービスの質を高めるための改善を行い、利用者により良いサービスを提供できるようにします。

■問い合わせ先
保健福祉局監査指導課 ☎582-2448

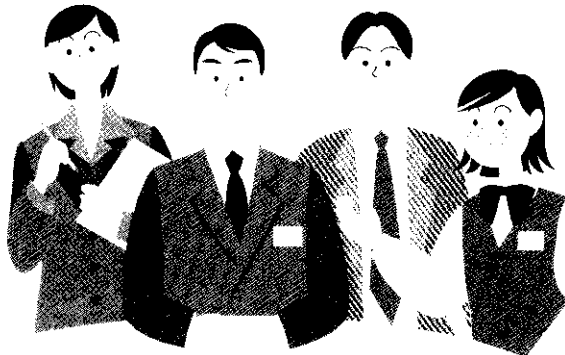
最後のページにあるホームページアドレスにアクセスして下さい。

サービスに従事する人に勉強の場を提供します

介護サービス従事者などに対する各種研修の実施

ケアマネジャーやホームヘルパーなど、介護サービスを行う一人ひとりが、より良い介護を利用者に提供できるよう、各種研修を行います。

■問い合わせ先
保健福祉局介護保険課 ☎582-2771



トラブルが発生しないよう、高齢者のために契約書を作成しています

介護サービス利用標準契約書の普及

介護保険のサービスを利用するには、事業者と直接、「契約」を交わします。契約を巡るトラブルを防ぎ、安心して介護サービスを利用できるよう、本市独自の契約書を法律の専門家である弁護士と共同で作成し、販売しています。

■問い合わせ先
保健福祉局介護保険課 ☎582-2771

契約書



市が作成した契約書には「安心マーク」がついています。

みなさんの健康づくりを 応援します！

65歳以上の人で介護保険を利用している人は全体の約2割です。残りの8割の人は、元気に生活を送っています。「元気に生活している高齢者の方々に、これからも元気に生活していただきたい。」これが、北九州市の介護保険の願いです。いつまでも、身の回りのことが自分でできるというのは、とても素晴らしいことです。介護サービスにかかったかもしれない1割負担分のお金も、もっと違うことに使えるのですから。介護サービスがたくさん使われれば、それだけ介護保険料も上がってしまいます。限りある費用を有効に使うため、みなさんの「介護予防」を応援します。

**元気高齢者！
ますます健康事業**

みなさんの
日頃の健康づくりを
介護保険が応援します。

65歳以上の人(介護保険第1号被保険者)を対象に、日頃行うウォーキングや体操など、介護の予防に効果があるものを自己採点し、一定の期間に一定のポイントを達成した場合、認定証と認定者章をお渡しします。この事業にかかる費用は、第1号被保険者の保険料でまかさないです。

■問い合わせ先
保健福祉局介護保険課

☎582-2771



ひと口メモ

ケアマネジャーさんとの 上手な付き合い方

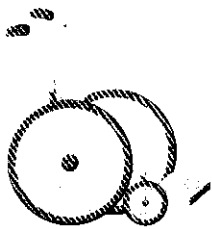
自宅での生活をできるだけ続けられるよう、ケアマネジャーは利用者の体や、家庭事情などを考慮してケアプラン(居宅サービス計画)を立てます。暮らしやすくするために、最適なケアプランを立ててもらいましょう。

- ❁ 契約の際に、「どのような介護をするのか」「いくらかかるのか」など書かれた「重要事項説明書」をもらい、分かりやすい説明を受けましたか？
- ❁ あなたの体や周りの状況の変化に応じて、プランを見直し、必要なときは変更をしてもらっていますか？
- ❁ 緊急時の連絡体制や相談・対応が整っていますか？
- ❁ あなたが利用するサービス提供事業者を、特定の事業者ではなく、自由に選びやすい環境になっていますか？

これから、介護サービスが どれだけ必要かを見込んで 皆さんの保険料を決めました

65歳以上の高齢者(第1号被保険者)と
介護を必要とする人(要介護認定者)の数が増えています。

実績 見込み



実績	見込み
192,665	229,321
27,688	44,392
平成12年度	平成19年度

第1号被保険者(人/月)

※平成12年度、13年度は10月実績

要介護認定者(人/月)

※平成14年度は8月実績

今後利用されるサービス量を見込みました。

実績		見込み	
70,841	116,148	158,103	180,145
22,031	32,101	40,751	41,803
3,239	5,188	6,572	6,747
平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
2,488	2,540	2,755	2,722
2,415	2,563	2,656	2,790
1,771	1,761	1,777	1,890
平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
6,674	6,864	7,188	7,428
11,796	15,175	18,248	19,665
207,233	227,715	227,715	227,715
平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
2,415	2,563	2,656	2,790
1,771	1,761	1,777	1,890
平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度

訪問介護(回/月)

通所介護《デイサービス》(回/月)

短期入所生活介護《ショートステイ》(日/月)

居室サービス利用者(人/月)

施設サービス利用者(人/月)

介護老人福祉施設(人/月)

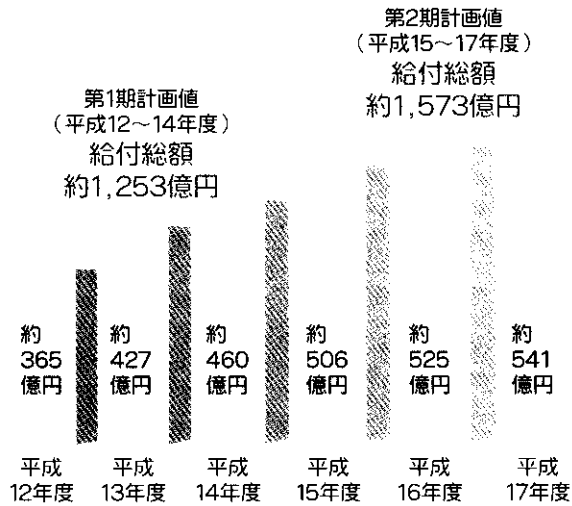
介護老人保健施設(人/月)

介護療養型医療施設(人/月)

※平成12年度、13年度は年間平均値
※平成14年度は上半期までの平均値

介護サービスにかかる費用を見込みました

サービス量の見込みから、平成15～17年度の3年間で、介護保険にかかる費用を約1,573億円と見込みました。

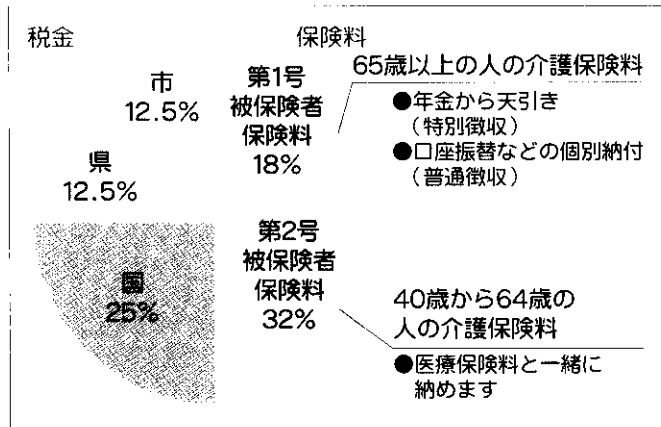


65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料を算定しました

介護保険にかかる費用は、半分が保険料で半分が税金でまかなわれています。そのうち、第1号被保険者が負担する18%分を、第1号被保険者数で割り、介護保険料の基準額(第3段階の額)を算定します。

※第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、全国の人口の比率で決まります。

負担割合



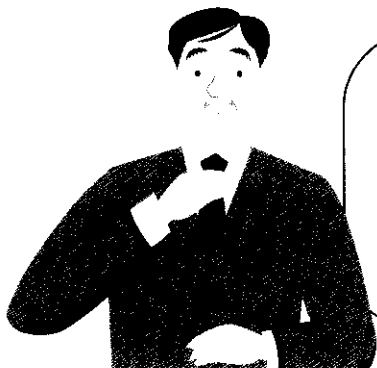
◎基準額の算定(概略)

$$\frac{\text{3年間で介護保険にかかる費用の見込み額} \times 18\%}{\text{第1号被保険者数}} \div 3 \text{年} \div 12 \text{月} = \text{月額} 3,750 \text{円}$$

保険料はこの基準額をもとに、所得に応じて5段階に分かれて決まります。

所得段階区分	保険料率	年間保険料 (平成15～17年度)
第1段階 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の人	基準額×0.5	22,500円 (月額約1,880円)
第2段階 世帯全員が市民税非課税の人	基準額×0.75	33,750円 (月額約2,820円)
第3段階 市民税非課税の人(世帯の中に課税者がいる場合)	基準額	45,000円 (月額 3,750円)
第4段階 市民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	56,250円 (月額約4,690円)
第5段階 市民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	67,500円 (月額約5,630円)

※第4段階と第5段階の境界所得は、全国的な所得分布を考慮して、3年ごとに全国一律に見直されることとなっており、平成15年度以降は200万円(平成14年度までは250万円)となっています。



介護保険料の支払いが困難な場合

平成15年度から、介護保険料の所得段階が第2段階の人のうち、収入や資産などの状況から生活が著しく困難な人について、申請により保険料を軽減する制度を始めます。詳しくは各区役所の介護保険係へお問い合わせください。
※各区役所の連絡先一覧は最後のページに掲載

みなさん、介護サービスは利用して
かなければ、相談したい。

在宅介護支援センターへ

福祉の専門職や保健師等による介護
などの相談や助言を行います。

門司区基幹型在宅介護支援センター	門司区小森江三丁目12-11	391-4970
松和園在宅介護支援センター	門司区大字畑335	481-6735
小倉北区基幹型在宅介護支援センター	小倉北区中島一丁目19-17	932-2288
伸寿苑在宅介護支援センター	小倉北区篠崎一丁目5-1	592-8356
小倉南区基幹型在宅介護支援センター	(小倉南区役所内)	953-0510
舞ヶ丘明静苑在宅介護支援センター	小倉南区大字横代380-2	965-5523
在宅介護支援センターさくらさくら	小倉南区朽網西一丁目6-6	475-8000
小倉医師会小倉南在宅介護支援センター	小倉南区南方二丁目5-1	965-7080
若松区基幹型在宅介護支援センター	若松区藤ノ木二丁目1-29	771-6515
八幡東区基幹型在宅介護支援センター	八幡東区平野二丁目1-1	663-1110
正寿園在宅介護支援センター	八幡東区大蔵三丁目2-1	652-2100
八幡西区基幹型在宅介護支援センター	(八幡西区役所内)	642-0124
サングリーンホーム在宅介護支援センター	八幡西区大字則松103	602-0020
倫尚園在宅介護支援センター	八幡西区馬場山東一丁目3-22	618-8455
八幡医師会八幡西在宅介護支援センター	八幡西区的場町1-1	644-5865
戸畑区基幹型在宅介護支援センター	戸畑区正津町2-4	873-6067
牧山いわき苑在宅介護支援センター	戸畑区牧山一丁目1-1	871-3525

必要な情報が、いつでも音声案内PFAxで手に入ります。

年長者生き生き情報ダイヤル

介護保険の申請、サービスの説明、施設の一覧から、
高齢者のクラブ・サークル情報まで

みんないきいき

093**622-3711**

本市の介護保険運営の情報をお知らせします。

介護保険の説明、事業者の評価結果、介護保険事業計画の策定に関する資料など、
幅広い情報を公開しています。

<http://www.city.kitakyushu.jp/~k1001030/>

介護保険のお問い合わせは、お住まいの各区役所の介護保険係へ。

門司区	〒801-8510 門司区清滝一丁目1-1	Tel. 331-1881 (内線472)
小倉北区	〒803-8510 小倉北区大手町1-1	Tel. 582-3433 (直 通)
小倉南区	〒802-8510 小倉南区若園五丁目1-2	Tel. 951-4111 (内線472)
若松区	〒808-8510 若松区浜町一丁目1-1	Tel. 761-5321 (内線472)
八幡東区	〒805-8510 八幡東区中央一丁目1-1	Tel. 671-0801 (内線472)
八幡西区	〒806-8510 八幡西区筒井町15-1	Tel. 642-1441 (内線472)
戸畑区	〒804-8510 戸畑区新池一丁目2-1	Tel. 871-1501 (内線472)
保健福祉局 介護保険課	〒803-8501 小倉北区城内1-1	Tel. 582-2771 (直 通)